

第3部 投資紛争における国際法

問題

以下の仮想の事実関係に基づき、日本企業側としては、どのような法的手段に訴えることが可能かを考えよ。日本とカンペール国との間には、日・カンボジア投資保護協定と同一の条約が本紛争発生前から発効しているものとする。

* * *

カンペール国では、既存のゴミ埋め立て処分地が使用限界に近づいており、新たな処分地開発が大きな課題となっていた。これを受けて、日本企業エコランド社はカンペール国で調査を行い、同国オトワ市に処分地を建設することが適切と判断するに至った。

そこで、エコランド社は、日本とカンペールの環境技術専門家 2 名ずつからなるチームに、環境アセスメントを依頼した。その結果、エコランド社の有する技術を適切に用いる限り、環境への悪影響はないとの評価が得られた。エコランド社は、建設計画と環境アセスメントの結果とをカンペール国国土交通省に提出し、処分地建設の認可を求めた。

国土交通省は、審査の結果、認可を与えた。そこで、エコランド社は、オトワ市に 450 万 m³程度の埋め立て処分地を建設すべく、土地を購入し、建設工事を開始した。

ところが、この建設は、計画が表面化した段階から、オトワ市住民の一部から強い反対を受けていた。反対派住民は、上記環境アセスメントについて、エコランド社が都合良く歪曲させたものであり信用できない、と主張していた。一部住民は工事現場に座り込みなどをして抵抗したが、オトワ市警察により排除され、建設工事は同警察の保護の下で進められていた。

工事がほぼ完成に至ったとき、オトワ市で市長・市議会の同時選挙が行われ、処分地建設反対派候補が大差で市長に当選し、市議会も反対派が絶対多数を占めた。新市長は直ちに警察に撤退を命じ、工事現場は反対派住民によって占拠され、工事の継続は不可能となった。そして、議会は、環境アセスメントを無効とし、改めてアセスメントをやり直すことを求める決議を採択した。

エコランド社はカンペール国国土交通省に対応を依頼したが、警察は市の管轄なので国としては手の下しようがないという。同省はオトワ市議会の示す条件で環境アセスメントをやり直すことをエコランド社に勧めたが、エコランド社は、この段階でやり直す理由はないとして拒否した。

その後、事態は膠着状態に陥り、改善の兆しすら見えていない。